

BVCJ Report Vol.38

2011年10月11日

役員退職慰労金の代替としての1円ストックオプションの活用法

2011年10月7日、日本経済新聞において、「ストックオプション「行使価格1円」急増」と題する記事が掲載された。記事によると、役員退職慰労金の代替として役員に1円ストックオプションを付与する事例が増加している模様である。

当該記事では、「役員報酬の開示が進んだことなどで、算定基準の不透明な退職慰労金をやめ、業績との連動性が示しやすい株式会社による退職金支払いを選ぶ企業が多いようだ」との説明がなされている。しかし、それにとどまらずこの方法には、①退職慰労金支給と異なり、会社からのキャッシュアウトが生じない②権利行使時に会社サイドでは新株予約権発行時の時価相当額を損金算入できる可能性がある③役員退職慰労引当金を負債の部に計上する代わりに新株予約権を純資産の部に計上し、自己資本比率を改善できるという大きなメリットがある。本稿では、こうした役員退職慰労金の代替としての1円ストックオプションの活用法を解説したい。

(1) 1円ストックオプションとは

1円ストックオプションとは、権利行使価格を1円とするストックオプションである。このストックオプションは、権利行使によって、株式の時価如何にかかわらず対象株式を1円で取得できる権利である。

役員退職慰労金の代替として1円ストックオプションを発行する場合は①行使価格を1円とする②行使可能期間を役員退任の日から10営業日以内と定める③新株予約権の譲渡は禁じる、という3つの条件により新株予約権を発行し、役員に対して割り当てることとなる。

(2) 発行会社における会計上・税務上の取り扱い

会計上は、1円ストックオプションもストックオプションに他ならないので、発行日において新株予約権をブラック・ショールズモデル等により公正価値で評価し、当該公正価値を退任までの期間にわたり費用計上することとなる。

税務上は、1円ストックオプションはいわゆる税制適格要件を満たさないので、役員が実際に退任するまでは費用処理した額を別表4に加算する。役員が実際に退任し、権利行使をした段階で、既往の加算額を損金算入できる(ただし、ストックオプションの適正な時価を限度とする)(法人税法第54条)。

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ピバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.

(3) 役員における税務上の取り扱い

1 円ストックオプションの割り当てを受けた段階では、役員に課税所得は生じない。

役員が退任し、権利行使をした段階で、権利行使時の株式の時価と権利行使価格(1株当たり1円)との差額を退職所得として申告する。なお、当該所得が退職所得となる根拠は、平成16年11月2日付東京国税庁文書回答(<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/shotoku/07/01.htm>)である。

(4) 発行に係る会社法上の手続き

1 円ストックオプションを役員退職慰労金の代替として役員に割り当てる場合であっても、会社法上の手続きは通常のストックオプションの発行と同一である。

(5) 1 円ストックオプションの具体的メリット

1 円ストックオプションには、①役員退任時に会社からのキャッシュアウトが生じない②役員退任時にストックオプション発行時の公正価値を損金算入でき、節税効果が生じる③役員退職慰労引当金として負債を計上するのではなく、新株予約権として純資産に計上される④業績連動性が高いため株主に対する IR 上のアピール効果があるという4つのメリットがある。

まず、①についてであるが、役員退職慰労金の場合現金支給となるため、会社から多額のキャッシュアウトが生じることになる。これに対し、1 円ストックオプションの場合は、退任した役員に自社株を割り当てるのみであるので、キャッシュアウトは生じない。

②については、ストックオプションの発行に際してはキャッシュアウトは生じないが、ストックオプション行使時にストックオプション発行時の公正価値相当額を損金算入できるため、節税効果が生じることとなる。

③については、役員退職慰労金は通常決算日における要支給額を役員退職慰労引当金として負債計上することになり、自己資本比率を下げることとなるが、ストックオプションの場合は新株予約権として純資産の部に計上されることから、自己資本比率を上げることとなる。

④については、ストックオプションの場合、役員の利益と株主の利益がともに株価の上昇という形で共通化されるため、エージェント問題が緩和され、株主に対する IR 上のアピール効果が高くなる。また、算定基準の不明瞭なことの多い役員退職慰労金に比べ、透明性が高いことも、株主に対する IR 上のアピール効果が期待できる。また、業績と株価次第では定額の役員退職慰労金よりも多額の利益を期待できることから、役員に対するインセンティブとしてもより強く機能すると考えられる。

(6) 1 円ストックオプションのデメリット

1 円ストックオプションにはデメリットもある。それは、①潜在株式の増加による希薄化②ROE の低下③役員の方々の反発の可能性、の3点である。

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.

まず、①についてであるが、ストックオプションは潜在株式を構成するため、見合いの増益を果たせなかった場合は潜在株式調整後一株当たり純利益が希薄化してしまうこととなる。

また、②については、メリットとして負債ではなく純資産に計上されるものの、純資産を分母とする ROE は、やはり見合いの増益が果たせなければ低下してしまうこととなる。

そして、③については、おおむね確定した額を現金で受け取る退職慰労金よりも、将来の価値がリスクにさらされている株式で受け取ることとなるストックオプションのほうが、役員個人にとっては不利となる場合もあるため、利益成長の可能性に懐疑的な役員が反発を抱く可能性がある。

以上のメリットとデメリットを勘案すると、少なくとも利益成長意欲のある企業においては 1 円ストックオプションを活用するメリットが大きいと考えられる。

以上

(文責 公認会計士・日本証券アナリスト協会検定会員 安室 保宏)

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.